○特許庁告示第二号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二日

特許庁長官　河西　康之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　三十四万五千九百円 二・三　［略］	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　三十二万三千七百円 二・三　［略］

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

その他告示

○法務省告示第十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年三月二日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　菱沼　洋

○外務省告示第七十四号

令和八年一月二十七日にバンジュールで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がガンビア共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　赤松武在ガンビア大使

ガンビア側　セリング・モドゥ・ニエ外務・国際協力・在外ガンビア人大臣

4　署名者

日　本　側　長島純在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　カラモコ・ジャン・マリー・トラオレ外務大臣

令和八年三月二日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第七十五号

令和八年二月三日にワガドゥグーで、灌漑施設の持続可能な利用のためのワガドゥグ機材整備場整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　灌漑施設の持続可能な利用のためのワガドゥグ機材整備場整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十四億五百万円

3　贈与の供与期限　令和十二年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　長島純在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　カラモコ・ジャン・マリー・トラオレ外務大臣

令和八年三月二日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第二百四十六号

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第十条の二第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が指定するものを次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

獣医療法施行規則第十条の二第一項の農林水産大臣が指定するものは、公益社団法人日本アイソトープ協会とする。

○農林水産省告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府南丹市園部町竹井郡豆一四の二〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市北区大森東町一九三の二・大谷四八の二・四九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村葛島一八七九の五・二二二一の五・二二二二の五・二二二五の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市武並町竹折字島田六五八の四・六五八の六・六五八の七・六五八の九・字神ノ木七五五の三・七五五の二三・七五五の二四・七五五の二八から七五五の三一まで（以上十一筆国有林）、字石仏七八八の七・七八八の八（以上二筆国有林）、七八八の二三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字五町田字吹上一六六九の一三（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県瀬戸市春雨町二二の二三、萩殿町四丁目六二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅